

平成25年鞍手町議会第9回定例会会議録（第4号）						
平成25年 12月18日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成25年 12月18日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成25年 12月18日 午後1時32分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	5	田中二三輝		6	原哲也	

職出 務席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠			
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成25年第9回鞍手町議会定例会議事日程

12月18日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第87号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第88号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第90号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第92号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第95号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第97号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算
(第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第98号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第89号 鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第91号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第93号 鞍手町課室設置条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第94号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第96号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第99号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算
(第1号) (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第100号 平成25年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)

- 日程第15 議案第102号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第103号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第101号 財産の処分
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 意見書第3号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための
法律の制定を求める意見書
- 日程第19 請願第1号 町道認定に関する請願
(民生産業委員長報告)
- 日程第20 閉会中の継続事件

平成25年12月18日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第87号から日程第7 議案第98号までの7件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第87号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例。

議案第88号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

議案第90号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

議案第92号 鞍手町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

議案第95号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第97号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）。

議案第98号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）。

本委員会は12月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第87号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第88号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第90号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第92号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第95号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第97号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第98号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第87号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第88号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第90号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第92号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

議案第92号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に対し反対討論を行います。

この条例は、高すぎると批判の強いごみ袋料金を消費税が8%に増税されても、料金を据え置くものとなっています。このことは一定の評価はできますが、料金を据え置いたとしても、他の自治体と比べて高すぎることに変わりはありません。もっと思い切った値下げが必要だと考えます。

また、議案第91号と同じく、国に納める必要のない消費税をごみ袋料金等に転嫁し、町民からのみ消費税を徴収する条例には変わりありません。消費税が10%に増税されれば、その分ごみ袋料金が値上げされることにつながる、この条例には反対いたします。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第95号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 7 号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 7 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 8 号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 0 号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 9 0 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 2 号 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 9 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 5 号 平成 2 5 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 9 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号 平成 25 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第 97 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号 平成 25 年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第 98 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第 8 議案第 89 号から日程第 17 議案第 101 号までの 10 件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
原総務文教委員長。

○ 6 番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 89 号 鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 91 号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

議案第 93 号 鞍手町課室設置条例等の一部を改正する条例。

議案第 94 号 平成 25 年度鞍手町一般会計補正予算（第 5 号）。

議案第 96 号 平成 25 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

議案第 99 号 平成 25 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第 1 号）。

議案第 100 号 平成 25 年度鞍手町水道事業会計補正予算（第 2 号）。

議案第 102 号 平成 25 年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）。

議案第 103 号 平成 25 年度鞍手町一般会計補正予算（第 6 号）。

議案第 101 号 財産の処分。

本委員会は 12 月 11 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

○ 議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第89号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第91号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第93号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第94号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第96号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第99号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第100号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第102号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第103号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第101号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第89号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第91号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

議案第91号に対し反対討論を行います。

今回の条例は、消費税が来年4月から8%へ増税されることに伴い、町内公共施設の使用料や入館料も値上げするというものです。しかも、消費税が10%に上がれば、条例改正せずに値上げされることも明らかになっています。

更に町は、民間企業との公平性を保つためなどと言っていますが、民間企業は国に消費税を納めています。しかしながら町は、町民や利用者からは消費税を取っておきながら、国には1円も納めていないことも明らかになりました。

これでは公平性どころか、まさに不公平としか言いようがありません。国に納める必要のない消費税は社会保障の安定財源の確保にはつながりません。そして、それを公共料金にも転嫁し、町民や利用者からのみ消費税を徴収するこの条例には反対いたします。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第93号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第94号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第96号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第99号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第100号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第102号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第103号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第101号について討論はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

議案第101号 財産の処分について反対の立場から討論を行います。

この議案は中山西区用地のA用地を鑑定評価額である公募価格から40%割引にあたる、1㎡あたり9,600円から5,760円に単価を引き下げ、3,215万円分を値引きして処分しようとするものです。

公有財産の処分は、本来、適正な対価での処分が求めているが、今回の財産処分は鑑定評価額である公募価格から40%割引の根拠が軟弱地盤だからという理由だけで、それがなぜ40%引きにあたるのか数的根拠が全く示されていません。さらに割引価格は広く一般に公表されることなく、町と相手方との二者で40%引きの価格が決定されており、公有財産の処分に必要な公平性、公正性、透明性も確保されていません。

これらのことから、適正を欠いた町有地の処分であると言わざるを得ず、町民の財産を減耗することにつながるため、議案第101号に反対します。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第89号 鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号 鞍手町課室設置条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号 平成25年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第102号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第103号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第101号 財産の処分を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。
次に進みます。

日程第18 意見書第3号を議題とします。

提出者を代表して6番議員 原哲也君に趣旨説明をお願いします。

原哲也君。

○6番 原 哲也君

意見書第3号を提案いたします。

意見書第3号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書。

別紙意見書案を提出する。

平成25年12月18日提出。

提出者 鞍手町議会議員 原哲也。同じく栗田幸則。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条並びに鞍手町議会会議規則（昭和62年鞍手町議会規則第1号）第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 川野 高實君

お諮りします。

意見書第3号は質疑討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第3号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第3号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって意見書第3号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第19 請願第1号を議題とします。

本請願は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の請願審査報告をいたします。

請願第1号 町道認定に関する請願。

本委員会は、12月4日に付託された上記の請願を審査の結果、採択とし、町長に送付すべきものと決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

請願第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

請願第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

請願第1号 町道認定に関する請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第20 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

これより継続審査の申し出に対する質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成25年第9回定例会を閉会します。

閉会 13時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 田 中 二 三 輝

議員 原 哲 也